平成二十八年十一月から平成二十九年三月まで	六千円
平成二十九年十一月から平成三十年三月まで	一万二千円

4　寒冷地手当法第二条第三項及び第四項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第三項中「、前二項」とあるのは「、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十六条第二項又は第三項」と、同項第一号中「前二項」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十六条第二項又は第三項」と、「同条第二項」とあるのは「一般職給与法第二十三条第二項」と、同項第二号中「前二項」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十六条第二項又は第三項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十六条第二項又は第三項及び同条第四項において読み替えて準用する前項」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同条第二項又は第三項」と、同項第一号及び第二号中「前項各号」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十六条第四項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

5　前三項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であったもの（前三項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

6　検察官であった者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であった者が、一部施行日以降に引き続き給与法の俸給表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合（一部施行日の前日において独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第三条の規定による改正前の給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等であった者が、一部施行日に引き続き給与法の俸給表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合を含む。）において、任用の事情、一部施行日の前日から特定旧寒冷地等在勤等職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して第二項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、第二項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

7　第二項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における寒冷地手当法第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十六条第二項から第六項まで」とする。

8　第五項及び第六項の規定に基づく内閣総理大臣の定めは、人事院の勧告に基づくものでなければならない。

（防衛省の職員への準用）

第十七条　前条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項
第一項第一号イ	在勤する職員	在勤する職員及び当該地域に防衛大臣の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員

第一項第一号ロ	第一条第二号	第五条において準用する寒冷地手当法第一条第二号
第一項第二号	内閣総理大臣	防衛大臣
第一項第四号	第一条各号	第五条において準用する寒冷地手当法第一条各号
第二項、第三項、第五項及び第六項	第一条	第五条において準用する寒冷地手当法第一条
第四項	第二条第三項	第五条において準用する寒冷地手当法第二条第三項（第二号を除く。）
	という。）附則第十六条第二項	という。）附則第十七条において準用する平成二十六年改正法附則第十六条第二項
	附則第十六条第二項又は第三項」と、「同条第二項	附則第十七条において準用する平成二十六年改正法附則第十六条第二項又は第三項」と、「同条第二項
	一般職給与法	防衛省の職員の給与等に関する法律
	同項第二号中「前二項」とあるのは「平成二十六年改正法附則第十六条第二項又は第三項」と、同条第四項	同条第四項
	附則第十六条第二項又は第三項及び	附則第十七条において準用する平成二十六年改正法附則第十六条第二項又は第三項及び
	附則第十六条第四項	附則第十七条において準用する平成二十六年改正法附則第十六条第四項
第六項	準用する前項各号	準用する前項第一号及び第三号」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号及び第三号
	又は給与法	又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する給与法
	給与法の	防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項及び第四項に規定する
	前日において	前日において同法第十四条第二項において準用する
第七項	第三条第一項	第五条において準用する寒冷地手当法第三条第一項
	附則第十六条第二項	附則第十七条において準用する同法附則第十六条第二項
第八項	人事院の勧告に基づく	一般職の国家公務員との均衡を考慮した